

## 心豊かな岡山っ子応援団運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、心豊かな岡山っ子応援団規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、心豊かな岡山っ子応援団（以下「応援団」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (書面による会議の開催方法)

第2条 規約第7条第1項に規定する会議は、団員全員の同意がある場合には、団長が団員に対し、会議において決すべき事項を記載した書面（以下「議事」という。）を送付することにより、会議の招集に代えることができる。

2 前項の規定により会議を招集する場合において、団長は、あらかじめ応援団が議事を決する（以下「議決」という。）日を定めておかなければならない。

3 前項の規定により会議が招集された場合においては、団員は団長に対し、議事に対する可否その他当該議事に係る意見を書面により示すものとする。

4 団長は、前項の規定により団員から議事に対する意見が示された場合において、必要と認めるときは、当該意見を他の団員に対し書面で示すものとする。

5 団員は、前項の規定により示された意見その他の理由に基づき、第3項の可否を変更することができる。ただし、第2項の規定により定められた日を超えて行うことはできない。

6 応援団は、前3項の規定により示された、団員全員の合意があったときは、書面による議決があったものとみなす。

7 議決がなされた場合においては、団長は、速やかに団員に対し、書面により当該議決の結果を通知することとする。

### (委任)

第3条 規約第7条第2項に規定する団員の出席は、団員が指定した会議について、あらかじめ委任し、団長が認めた者の出席をもって団員の出席に代えることができる。ただし、前条第1項の規定により招集された場合にあつては、この限りでない。

2 前項の規定により会議に出席する者は、当該出席する会議に限り、規約第7条第3項に規定する会議での議決権を有するものとする。

(賛助団員の要件)

第4条 賛助団員は、規約第2条に規定する応援団の目的に賛同し、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。

- (1) 当該年度において、応援団又は岡山市の「子育て応援寄附金」に10,000円以上を寄附するもの
- (2) 応援団が行う事業に協力をするもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、賛助団員としないこととする。

- (1) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的とするもの
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあると認められるもの
- (3) 暴力団等との関係があると認められるもの
- (4) 営利目的での参加をしていると認められるもの
- (5) その他団長が適当でないと認めるもの

(賛助団員の承認)

第5条 賛助団員として入団しようとするものは、賛助団員承認申請書(様式第1号)を提出し、団長の承認を得なければならない。この場合において、団長は、賛助団員の承認に関することについて、事務局に委任することができる。

2 団長は、賛助団員の承認が適正と認める場合は、承認通知書(様式第2号)を交付する。

3 前項の規定により賛助団員として入団しようとするものの承認期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号の要件を満たすものは、承認の日からその年度末までとする。
- (2) 前条第1項第2号の要件を満たすものは、承認の日からその年度末までとする。

ただし、応援団が行う事業年度を超えて継続して参加又は協力する場合は、自動更新することができるものとする。

4 団長は、毎年度賛助団員承認一覧表(様式第3号)を作成する。

(賛助団員の承認の効果)

第6条 団長は、前条の規定により承認を受けた賛助団員について、乳児世帯に配付する応援団のチラシ等で紹介を行うものとする。

(賛助団員の表彰制度)

第7条 団長は、賛助団員を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより表彰するものとする。

- (1) 第4条第1項第1号に掲げる場合において、10万円未満の寄附をしたとき  
感謝状の送付
- (2) 第4条第1項第1号に掲げる場合において、10万円以上の寄附をしたとき  
感謝状の贈呈式
- (3) 第4条第1項第2号に掲げる場合 感謝状の送付

附 則

この要綱は、平成23年7月19日から施行する。

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

この要綱は、令和3年9月6日から施行する。